赤い羽根共同募金助成金事業

地域を良くするプロジェクト実施要綱

1. 目的

この事業は、地域福祉活動の一環として住民のみなさまから寄せられた共同募金を財源とし、私たちの地域を少しでも良くしようと取り組んでいる団体やグループなどが**令和6年度に実施する事業**に対して助成します。

2. 助成金の交付対象とする団体

若狭町内で活動する非営利の団体等への福祉活動助成とします。 ボランティアグループ、福祉団体、サロン団体、NPO団体、小・中学校、高等学校、保育所(園)

3. 助成対象

若狭町内で地域や社会を良くするための事業とします。

ただし、次の事業および団体は交付対象としません。

- (1) 政治・宗教・組合等の運動の手段として行う事業や営利のために行う事業
- (2) 福祉を目的としない事業
- (3) 共同募金審査委員会が不適合と認める事業および団体

4. 助成事業の種類

(1) 団体支援事業

《対象団体》福祉団体、サロン団体、NPO団体

(2) 福祉教育支援事業

《対象団体》小・中・高等学校

(3) 児童育成支援事業

《対象団体》児童福祉活動団体



5. 助成額

・継続的事業(毎年行っている既存的事業)…上限5万円

・発展的事業(既存事業を拡大・拡充する事業または、新規事業)…上限10万円

『プレゼンテーション審査』を行います。

※申請時に実施する事業の予算書を必ず作成し添付して下さい。

飲食代に偏って使用するなど寄付者の思いに反した経費は、助成対象となりません。

※申請された事業を実施するためにどうしても購入する必要がある備品総額が総事業額の 30%以上を占めている場合は、総事業額の 50%を上限とし、助成となります。

《具体例》

総事業額	申請額	備品総額	助成額(上限)
例1100,000	100,000	30,000	50,000
例2 50,000	50,000	15,000	25,000

6. 助成対象条件

- ・ユニークで発展性・継続性のある事業
- ・新たに開拓する事業
- ・事業実施の際「赤い羽根共同募金の助成を受けて、この事業を実施しています」と記載して下さい。 (例) チラシ、広報誌に記載、事業実施時に参加者へ説明する等
- ・共同募金運動期間(10月1日~3月31日)に、積極的に募金活動ができる団体。

7. 募集締切

5月18日 (木) 必着 →6月15日 (木) 必着 ※要綱および同封資料を熟読して申請して下さい。

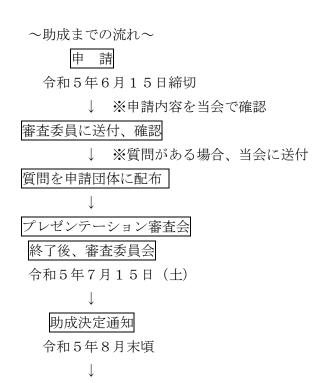
8. 募集方法

- ・社協だより4月号に掲載
- ・前年度申請団体、小・中学校、高等学校、保育所(園)へは配布

9. 審査方法

若狭町共同募金審査委員会において7つの審査基準に沿って審査し、決定します。

- ①解決したい課題の具体性 ②住民参加を積極的に促す事業計画 ③飲食代などに予算が偏っていない
- ④共同募金運動への積極的な協力 ⑤提出書類の期限を守っている ⑥過去に本要綱の逸脱がない
- ⑦本事業で他団体からの助成



10. 報告日

事業完了後、もしくは令和6年3月31日までに必ず所定の用紙にて報告して下さい。 報告のない場合は、助成決定の取り消し、助成金を返還していただきます。

<u>助</u>成 令和6年5月

10. 問い合わせ 若狭町社会福祉協議会 いずみ事業所 地域福祉事業 担当:百田 Ta10770-45-2837

令和6年度助成 赤い羽根共同募金

「地域を良くするプロジェクト」助成申請書

右狭町共向募金会 会 長 山﨑 禾	ages p男 様
(ふりがな) 団 体 の 名 称	
(ふりがな) 代 表 者 名	
住所	若狭町
電話・携帯	
1. 申請事業	
申請事業区分	□ 団体支援事業 □ 福祉教育支援事業 □ 児童育成支援事業
事 業 名	事業 助成開始年度 []
申請金額	円 昨年度助成額 円 (継続的事業のみ)
2. 団体の概要	
□ 保育所(園)	□ 学校□ サロン団体□ ボランティア団体
□高齢者団体	□ 身体障害者・児団体 □ 児童青年団体 □ 女性福祉団体 □ スのは、(
団体の目的	□ その他(

会 員 数

設立年月日

人

3. 事業内容

【現状や解決したい課題など】		
【具体的事業内容・期待される成果など】		
4. 共同募金運動の理解について		
団体としてどのように共同募金運動に協力していただけますか?		

5. 添付書類

- ・実施する事業の予算書(必須)
- 役員名簿
- ・ 団体の活動を紹介するパンフレット (あれば提出下さい)
- * 個人情報は適切かつ慎重に管理します。いただいた情報や提出物は、事務連絡や審査等に使わせていただき、第三者に提供することはありません。

なお、提出いただいた書類等で確認が必要な場合は、連絡させていただくことがあります。